

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
（共同参画社会推進課） 一
- 有害図書類の指定
（同） 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）
（障害福祉課） 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧
（農村振興課） 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（四件）
（同） 二
- 土地改良区の定款変更の認可
（大河原地方振興事務所） 三
- 土地改良区役員の住所変更の届出
（北部地方振興事務所） 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出
（東部地方振興事務所） 四
- 開発行為に関する工事の完了（二件）
（建築宅地課） 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）
（契約課） 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（教育庁高校教育課） 六
- 宮城県公報第一八四三号中
正 誤 七

告 示

○宮城県告示第八百九十二号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 エコバル化女沼

一 代表者の氏名 木村 敏彦

二 主たる事務所の所在地 大崎市古川荒谷貫ノ子町十二番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、水鳥の重要な飛来地である化女沼と、多種多様な動植物が生息する周辺の環境を保全しながら、自然と地域住民との良好かつ持続可能な共生を図る事業を行い、環境と人間が一体となった豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年九月二十五日

○宮城県告示第八百九十三号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	裏モノJAPAN 11月号 01805・11	(株)鉄人社
二	同	別冊裏モノJAPAN VOL. 2 01806・11	(株)鉄人社
三	同	恋愛パラダイス 11月号 09675・11	(株)竹書房
四	同	無敵恋愛エスガール 11月号 08577・11	(株)ぶんか社
五	同	BUBKA 11月号 17885・11	(株)コアマガジン
六	同	FRIDAY Dynamite 10月9日増刊号 22218・10/09	(株)講談社
七	同	PEACH PIE 10月号 87295・10	(有)グレイスアート
八	同	DELLY POST 10月号	ウエルカム通信

二 指定理由

図書類の内容が著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五三〇〇五二四
事業所の名称及び所在地	さくら木ケアサービ ス 仙台市若林区土樋二 八二番 菊誠ビル二〇一
指定障害福祉サービスの種類	サ ー ビ ス の 種 類
設置者名	サクラ木有限 会 社
指定年月日	平成二十一年 十 月 一 日

○宮城県告示第八百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇七六一
事業所の名称及び所在地	ふるたいむ 仙台市太白区長町三 丁目九番八号
指定障害福祉サービスの種類	サ ー ビ ス の 種 類
設置者名	特定非営利活 動法人あなた の街の「三河 や」さん
指定年月日	平成二十一年 十 月 一 日

○宮城県告示第八百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県管上富地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市瀬峰総合支所

○宮城県告示第八百九十七号

県管尾松第2地区土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、栗原市鷺沢総合支所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第八百九十八号

県管栗原地区土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事

に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、栗原市築館総合支所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第八百九十九号

県宮渡丸地区土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第九百号

県宮尾松第1地区土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十月九日から平成二十一年十一月九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第九百一号

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年十月一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月九日

宮城県大原地方振興事務所

所長 土 井 敏

○宮城県告示第九百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員住所変更について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年十月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

理事	役職名		変更後		変更前	
	田崎 敏雄	氏名	住所	田崎 敏雄	住所	氏名
	登米市迫町新田字駒林下六十四番地一			登米市迫町新田字駒林下六十番地一		

○宮城県告示第九百三三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新田北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十月九日

宮城県東部地方振興事務所
所長 東野真人

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十一年九月二十四日	及川 健一	登米市迫町新田字大形一九	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十一年八月一日	佐々木 和彦	登米市迫町新田字大久保一八三	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大衡村松の平二丁目一番六十二、八番十番、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番及び三十五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区上杉二丁目一番三三号
宮城県土地開発公社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区北根三丁目四番七号
藤沢メディコン株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量

1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千五百七十七トン

2 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千二百二十六トン

3 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、北部土木事務所管内分）（単価契約） 千三百五トン

4 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 六百九十八トン

5 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、東部土木事務所管内分）（単価契約） 八百二十七トン

6 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、気仙沼土木事務所管内分）（単価契約） 百六十五トン

7 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、仙台土木事務所管内分）（単価契約） 二百四十五トン

8 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、北部土木事務所栗原地域

事務所管内分)(単価契約) 二十三トン

9 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、東部土木事務所管内分)(単価契約) 百三十四トン

10 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、東部土木事務所管内分)(単価契約) 三百二十七トン

11 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、気仙沼土木事務所管内分)(単価契約) 百八十八トン

12 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、四トン車以下、気仙沼土木事務所管内分)(単価契約) 三十トン

13 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、大河原土木事務所管内分)(単価契約) 五十八キロリットル

14 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、仙台土木事務所管内分)(単価契約) 百三十五キロリットル

15 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、北部土木事務所管内分)(単価契約) 百七キロリットル

16 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、北部土木事務所栗原地域事務所管内分)(単価契約) 六十五キロリットル

17 凍結防止剤(液状塩化カルシウム、四トン車以下、東部土木事務所管内分)(単価契約) 九キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年九月二十四日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 株式会社山田製函 仙台市宮城野区清水沼三丁目一番二十八号

2 一の2の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

3 一の3の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

4 一の4の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

5 一の5の購入物品 株式会社山田製函 仙台市宮城野区清水沼三丁目一番二十八号

9 一の9の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

10 一の10の購入物品 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番六十の一号

11 一の11の購入物品 株式会社角星 気仙沼市魚町二丁目一番九号

12 一の12の購入物品 株式会社角星 気仙沼市魚町二丁目一番九号

13 一の13の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号

14 一の14の購入物品 日本ハイウェイ・サービス株式会社仙台支店 仙台市宮城野区榴岡四丁目十二番十二号

15 一の15の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号

16 一の16の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号

17 一の17の購入物品 株式会社十全手バフク仙台支店 仙台市青葉区一番町一丁目一番三十一号

五 落札金額

1 一の1の購入物品 二十四円六十七銭五厘(一キログラム当たり)

2 一の2の購入物品 二十三円三十一銭(一キログラム当たり)

3 一の3の購入物品 二十二円八十九銭(一キログラム当たり)

4 一の4の購入物品 二十三円五十二銭(一キログラム当たり)

5 一の5の購入物品 二十三円十銭(一キログラム当たり)

6 一の6の購入物品 二十五円二十銭(一キログラム当たり)

7 一の7の購入物品 二十二円六十八銭(一キログラム当たり)

8 一の8の購入物品 三十一円三十九銭五厘(一キログラム当たり)

9 一の9の購入物品 三十円二十四銭(一キログラム当たり)

10 一の10の購入物品 三十五円五十九銭五厘(一キログラム当たり)

11 一の11の購入物品 三十四円六十五銭(一キログラム当たり)

12 一の12の購入物品 三十八円八十五銭(一キログラム当たり)

13 一の13の購入物品 四十二円(一リットル当たり)

14 一の14の購入物品 四十二円(一リットル当たり)

15 一の15の購入物品 四十二円(一リットル当たり)

16 一の16の購入物品 四十二円(一リットル当たり)

17 一の17の購入物品 四十三円五銭(一リットル当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年八月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、東部土木事務所登米地域事務所管内分)(単価契約) 十トン

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年九月二十四日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

五 落札金額 三十三円六十銭(一キログラム当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年八月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 一組

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十一年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

4 設置場所 宮城県一迫商業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれかに該当しない者であること。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十一年十一月六日(金)までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十一年十月三十日(金)午後五時十五分までに提出すること。

三 入札書の作成及び提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 後藤 博史 電話〇二二・二二一・三六三三)

2 入札説明書及び仕様書等の交付期限 平成二十一年十月二十一日(水)午後五時十五分まで
ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十月二十日(火)午後五時十五分まで
1 あて必着のこと。

3 入札書の提出期限 郵送による場合は、平成二十一年十一月十九日(木)午後五時十五分まで

<p>に、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>4 開札の日時及び場所 平成二十一年十一月二十日(金)午前十時 宮城県庁行政庁舎六階六一会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 一に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Item/Services to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High Schools-1 set</p> <p>2 Duration of Contract : January 1, 2010 to December 31, 2014</p> <p>3 Location : Ichihasanuma Commercial High School, Kurihara City, Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline for Bid : November 19, 2009, 5 : 15 p.m.</p>	<p>5 Contact Person : Hirobumi Goto, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN, Tel.: 022-211-3623</p> <p style="text-align: center;">正 誤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">○宮城県公報第一八四三号(平成十九年三月二十三日付け)中</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ページ</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td style="text-align: center;">行</td> <td style="text-align: center;">誤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">下</td> <td style="text-align: center;">後ろか ら一</td> <td style="text-align: center;">整備等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">整備</td> </tr> </table>	○宮城県公報第一八四三号(平成十九年三月二十三日付け)中				ページ	段	行	誤	一	下	後ろか ら一	整備等				整備
○宮城県公報第一八四三号(平成十九年三月二十三日付け)中																	
ページ	段	行	誤														
一	下	後ろか ら一	整備等														
			整備														